

平成 26 年度事業計画

平成 26 年度基本方針

塩事業法の下、国民生活に不可欠な良質な塩を安定的に供給することを要請されている我々は、膜濃縮せんごう法による「安全・安心・国産塩」を取り組みの柱に据え、広く国民から共感を得ていくこととする。上記の基本認識に立って、今年度の事業運営の重点を次の通りとする。

1 国産塩の安定供給への取り組み

日本の製塩業は、膜濃縮せんごう法によって国民生活に不可欠な良質の塩を安定供給することを使命とし、その効率化を図ってきた。我々の務めは、安定供給を将来にわたり継続するために必要な生産体制をより強化していくことであり、不断の設備投資を行っていくことが前提となる。

また、(公財)塩事業センターの生活用塩供給業務等の諸施策に対して、全力を上げて協力することにより塩の安定供給に努める。

2 「石油石炭税の軽減措置延長」への取り組み

石油石炭税の上乗せ課税分の軽減措置については、行政・関係団体等とより一層連携を密にし、**次回の税制改正時においても実現できるよう、要請行動を続けて行くこととする。**

3 塩製造技術高度化研究開発業務への対応

(公財)塩事業センター主導の下に始められた次世代膜開発業務は、製塩膜メーカーの協力を得て実用化に向けての段階にまで進められた状況にあるので、適宜、開発状況の把握に努めるとともに、今後とも早期製品化に協力していくこととする。

4 TPPへの取り組み

塩の基本関税の堅持を基本とするが、TPPについては、政府・与党の今後の対米政策動向等に注目し、塩の関税撤廃に対しては、断固反対して行くこととする。

5 安全・安心への取り組み

「食用塩の安全衛生ガイドライン」については、今後とも、食品防御及びAIB基準を含め、市場の品質要求に対応した改定とその着実な実施に努め、さらに徹底した管理を行っていくこととする。

また、膜濃縮せんごう塩の品質上の優位性を、各種媒体を通じてより強力に訴求していくこととする。

6 情報の収集と提供

塩を取り巻く厳しい環境と激しい変化に対応するため、財務省・(公財)塩事業センター等関係機関・団体との連携を密にするとともに、会員各社に対し、より迅速・的確な情報の収集と提供に努め、業務の円滑化を図ることとする。

7 塩技術研修会の開催を継続し、会員企業の技術者を育成し、国内製塩技術の高度な伝承に努める。

我々は、公益法人制度の見直しに伴い、一般社団法人として再スタートしたわけであるが、従来からの「国産塩の安定供給」という公的使命が変わるところは無く、今後とも適切かつ円滑な組織運営に注力することとする。